

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成30年 第 1 号
受付日	平成30年 2月 1日
送付日	平成30年 2月 1日
答弁受理日	平成30年 2月14日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	伊藤 嗣也
所管部局	政策推進部

【件名及び質問の要旨】

※内容は、一般質問として行う内容に相当する程度とし、その趣旨が理解できるよう具体的に記載する。

文書質問名

「中心市街地拠点施設整備基本計画」の諸問題について

質問内容

① 中心市街地拠点施設（以下「拠点施設」という。）基本計画（以下「基本計画」という。）策定にあたって開催されたシンポジウム及び懇談会並びに現図書館に設置された新図書館整備に関する意見募集箱等において、新図書館を市庁舎東広場で整備することに対する反対意見が多数提出されたと承知している。

これらの意見聴取は、市民の意見を慎重に聞いて基本計画策定に反映させる意図で開催されたのであるから、提出された意見を羅列するだけでなく、意見を計画にどう反映したのかを示すとともに、計画に反映しなかった意見は、どのような理由で反映しなかったのかを、議員説明が無かった現図書館での意見募集箱等に提出された意見毎に示されたい。

② 市民の意見聴取では、図書館が新しくなり、面積が増えることに対する期待は寄せられたが、それは、市庁舎東広場でしか実現できない内容ではない。私が一般質問で紹介した立体都市公園制度を活用すれば、都市公園内でも実現可能であり、現図書館敷地を活用した増築や建て替えでも実現可能である。

よって、市民の意見聴取で寄せられた「期待や賛成意見」は、市庁舎東広場以外の場所で図書館を整備する場合でも生かすことができる。

一方、市民の意見聴取で寄せられた「不安や反対意見」は、市庁舎東広場に固有の問題であり、市庁舎東広場での図書館整備が適切ではないことを、明確に示している。

市民の「期待や賛成意見」と「不安や反対意見」の両方を大事にするのであれば、市庁舎東広場での図書館整備ではなく、都市公園内や現図書館敷地等、他の場所での図書館整備を行うべきではないか。答弁されたい。

③ 現図書館は近鉄四日市駅から徒歩 12 分であり、本町プラザより同駅に近い。基本計画に記されたループバスが運行されれば、より同駅に近くなる。また、現図書館は中心市街地活性化エリアに隣接しており、現図書館が集客力を増せば、中心市街地活性化エリアまで効果が波及する。さらに現図書館の敷地面積は、4,738.01 m²で法定容積率が 300%あるため、延べ床面積 14,214.03 m²の建築物が整備可能である。

このように現図書館の敷地は、中心市街地活性化に対して十分なポテンシャルを有しているのに、平成 27 年度の「四日市市中心市街地活性化推進方策検討会議」において、新図書館の整備場所について、3ヶ所の都市公園と市庁舎東広場しか検討せず、現図書館の敷地は検討しなかった理由を説明されたい。今からでも、現図書館敷地や隣接する久保田公園及び旧虹のホール敷地を活用した中心市街地活性化策（現図書館の増築や建て替え等）を検討すべきではないか、答弁されたい。

なお、現図書館の増築や建て替え等を行う場合、工事期間中の休館が必要であることを、現図書館の敷地を検討しなかった理由に挙げるかもしれないが、久保田公園や旧虹のホール敷地・建物等を活用して、工事中の臨時図書館を開設することが可能である。今年度の図書館吊天井撤去工事において、臨時図書貸出窓口を設けて、利用者への影響を最小限に抑えた実績がある。

- ④ 拠点施設は、新図書館に加えて、多世代交流機能や情報発信・コミュニケーション機能も計画しているが、前者は展示空間や研修室等の貸館であり、後者は床面積 200 m²の小さなコーナーである。

中心市街地には、総合会館、すわ公園交流館、本町プラザ、なやプラザ、文化会館、三浜文化会館、橋北交流会館が整備され、十分な貸部屋や音楽室、練習室、創作スペース等のストックを有するが、稼働率が低い施設も多い。

拠点施設で整備する展示空間や音楽室等は、すでに中心市街地に十分整備されている。本町プラザ入居施設の移転調整等により、祭のバックヤードを本町プラザ内に増やすことも可能である。

人口減少社会における公共施設のスリム化・統廃合が叫ばれ、総務省も公共施設等総合管理計画の策定を各自治体に求めている中、市庁舎東広場に新たな貸館（多世代交流機能）を整備することは、時代や国の要請に反すると考えるが、答弁されたい。

また、情報発信・コミュニケーション機能は、市庁舎東広場に新たな建物を建てなくても整備できる。200 m²未満でも情報発信できるため、市庁舎又は総合会館の1階等でも整備できる。そのため、情報発信・コミュニケーション機能を整備するために、市庁舎東広場に新たな建物が必要とは言えないが、答弁されたい。

- ⑤ 基本計画には、拠点施設利用者の駐車場を確保するため、公用車駐車場を中央駐車場から、市庁舎から約 250m も離れた職員駐車場へ移すとある。

この移転により、大雨や暴風時等に、市庁舎から公用車駐車場までたどり着くことに非常な困難が生じ、公用車の出動が遅れたり不可能になったりして、災害対応に問題が生じるおそれがある。

平成 27 年の鬼怒川水害では、地上に駐車した常総市役所の公用車がほぼ水没し、災害出動はもとより、水が引いた後の復旧出動もできなくなった。

市庁舎から監視の目が届かず、ハザードマップで水深 2 m の浸水被害が予想される場所へ公用車を移すことで、公用車の盗難や破損、水没等の危険が高まり、平常時や災害時の公用車の財産管理に問題が生じるおそれがある。

危機管理や公有財産管理で問題が生じるため、公用車の駐車場所を、中央駐車場から職員駐車場へ変更すべきではないと考えるが、答弁されたい。

- ⑥ 市庁舎と現図書館は、どちらも昭和 47 年前後に建築されたため、現図書館の老朽化が問題なら、市庁舎の老朽化も問題である。本市行政の継続性を確保するために、行政計画に位置づける前から、市庁舎建て替えをシュミレーションしておくのが、行政責任者の任務である。

本市の行政機構の大きさを考えると、市庁舎建て替え中に本庁機能を収容できる仮庁舎を中心市街地で確保することは、極めて困難である。市庁舎を新しい民間ビルに一時入居させ、退去後は当ビルに他の民間テナントに入ってもらおう等も、本市の経済規模では難しい。

そのため、市庁舎東広場は、将来の市庁舎建替え用地として、空地で維持すべきだと考えるが、答弁されたい。

- ⑦ 昨年の衆議院議員選挙では、開票事務が終わった市職員を災害対応で招集し、満車の中央駐車場に代えて、市庁舎東広場に市職員の車を駐車させた。

この他にも、大規模災害時における関係機関からの救援車両の駐車や救援物資の集配基地等、市庁舎東広場は災害復興の核となることが期待される。

市庁舎に隣接した空地は、危機対応において極めて重要な役割を果たす空間であり、遊休地ではなく、「市民を守る命綱」である。そのため、様々な非常時対応ができるように、市庁舎東広場は空地で維持すべきだと考えるが、答弁されたい。

- ⑧ 拠点施設と来庁者を合わせた駐車台数を、中央駐車場とくすの木パーキングで確保するとあるが、拠点施設の利用者によって中央駐車場が満車になった場合、市役所への来庁者が、くすの木パーキングに止めざるを得なくなる。

来庁者の中には、体の不自由な方や高齢者、乳幼児健診にみえる方等、特に雨の日は、市庁舎隣の中央駐車場に車を止める必要性が高い利用者も多い。そのような市民にまで、市庁舎から遠い、くすの木パーキングへの駐車を強いることは、あらゆる人の移動抵抗を無くそうという、ユニバーサルデザインの思想に反し、行政サービスの大幅な低下ではないか、答弁されたい。

(拠点施設の北側に思いやり駐車場を増設すると言われるかもしれないが、思いやり駐車場利用証は、全ての障害者には交付されず、3歳児検診は利用証交付対象から外れているため、くすの木パーキング利用を強いられる。)

⑨ 拠点施設の整備後は、市庁舎への来庁者は、中央駐車場への入場待ちの車列に一旦並ぶものの、満車で動かない車列に途中で諦めて、くすの木パーキングへ回る車が増える。その結果、中央駐車場入場待ちの車列を離れて、三滝通りを北上し、諏訪新道に入り、国道1号線を南下し、中央通りに入って、ようやく、くすの木パーキング入口まで辿り着く、約800mもの迂回をする車があふれることになる。入札や申請等、急ぎの用件の車も多く、約800mも迂回することに焦りを感じて、スピードを上げて、くすの木パーキングへ向かう車も出てくる。このような「うろつき交通」を常時多数発生させると、中心市街地の安全・円滑な交通の確保に反するのではないか、答弁されたい。

⑩ 拠点施設を利用する自動車の駐車台数について、休日は新図書館整備後に増加する利用者数や貸出冊数等を用いて算出しているが、平日は現在の図書館のピーク駐車台数と同じ数字を採用している。休日と平日で、拠点施設の駐車台数の算出方法が異なる理由を示されたい。

また、家でも職場でもないサードプレイスとなる滞在型の新図書館を整備すれば、平日の図書館利用者も増加する。なぜ、拠点施設の平日の駐車台数は、現在の図書館のピーク駐車台数と同じと考えるのか、なぜ、平日の図書館駐車台数は現在より増えないと考えるのか、理由を示されたい。

⑪ 自転車の駐輪台数について、市庁舎と拠点施設を合わせて、370台程度必要と書いてあるにもかかわらず、242台分の駐輪場しか用意しない理由を示されたい。また、収容しきれない128台分の自転車への対応方針を示されたい。

⑫ 拠点施設北側に、移動図書館車の駐車スペースを配置しているが、この場所に隣接して、ガスガバナや重油ポンプが設置されており、移動図書館車の後退時に車が少しずれただけで、ガスガバナや重油ポンプに衝突し、ガスや重油の噴出事故を招くおそれがある。移動図書館車は、後ろの見通しが悪いため、車の角をぶつける事故が多く、フェールセーフという設計思想（誤動作でも常に安全となる設計）に立つならば、危険物取扱装置の横に移動図書館車の駐車スペースを設けるべきではないと考えるが、答弁されたい。

⑬ 移動図書館車は、車両の後部及び側面の扉を開けて、図書の積み替えを行うため、図書が濡れないように、移動図書館車を建物の中に収容できる設計が行われる。(現図書館等) しかし拠点施設では、建物の外に移動図書館車の駐車スペースを配置しており、図書の積み替え時に図書が濡れてしまう。図書という公有財産を毀損する非常識な計画をなぜ行うのか、答弁されたい。

⑭ 中央図書館では、図書物流(他市図書館から取り寄せた図書や駅前ポストに返却された図書を仕分けて、あさけプラザや楠交流会館へ送り出す作業。また、その逆の作業)を行う必要があり、図書物流車両の駐車位置の直近に、仕分け作業室を設置する。(三重県立図書館等)

しかし拠点施設では、夏休みや土日等、移動図書館車2台が昼間も新図書館に駐車している時には、図書物流車両が駐車できる場所がない。

さらに、6階の図書館事務室まで図書を上げて仕分けし、再び1階へ下ろして車に乗せることを強られる。物流は、1階で荷受けして、1階で仕分けして、1階で再び車に乗せて送り出すように計画するのが常道である。

図書物流車両の駐車場所が無い上に、図書を持って1階と6階の間を何度も往復を強られる非効率な物流計画をなぜ行うのか、答弁されたい。

⑮ 一般質問でも指摘したが、拠点施設の新図書館の立地は、「図書館の設置及び運営上の望ましい基準(平成24年12月19日文科科学省告示第172号)」
第一 総則 二 設置の基本 に、適合していない。

同告示は、「市町村は、＜中略＞住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努める」「公立図書館＜中略＞の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努める」としており、本市の人口重心の位置(大井手付近)が、図書館の立地選定にあたって重要な要素である。

平成29年11月定例会議会での私の一般質問に対して、館政策推進部長は、コンビナートで働く人の重心も考慮する必要がある旨を答弁されたが、コンビナートは人手の省力化が進む一方、内陸部の製造業や小売業、サービス業等で働く人が大勢おり、働く人の重心が大井手付近から大幅に東側へ動

くことはない。

市立四日市病院は、人口重心に近く、全搬送患者の累計搬送時間が、ほぼ最小になる場所に立地している。もし、市立四日市病院が市庁舎隣に移転すれば、居住地域から市立四日市病院までが遠くなる市民が多くなり、患者の搬送時間が伸びて、救命率が落ちるであろう。

図書館は、社会教育法に定められた社会教育施設であり、市役所周辺の活性化よりも、教育を受ける市民の利便を第一に考えるべきである。「『市民の図書館』日本図書館協会 1970 年」の三大重要項目に記されているように、「図書館を市民の身近に置く」ことが、昔も今も強く求められている。

赤ちゃんから高齢者まで全ての世代が学ぶ図書館だからこそ、教育の機会均等は最重要目標として扱われるべきであり、それを実現するための立地場所は、小学校や中学校よりもさらに慎重に配慮されねばならない。

水沢地区や保々地区の子ども達が学ぶ小学校や中学校を、市庁舎東広場に建てることは、家から学校までの距離を遠くし、教育の機会均等を損なうため、誰の目にも明らかな間違った政策である。

同様に、図書館を人口重心から大きく外れた市庁舎東広場へ移転することは、新図書館の利用対象者である全市民の人口分布に反し、多くの市民にとって、家から図書館までの距離を遠くするため、市民の教育機会均等を図るという最重要目標から外れた、滑稽で迷惑千万で反公共的で反教育的な政策である。この見解に対する答弁を求める。

車で移動する市民が最も行きやすいのが、人口重心である大井手付近であり、鉄道やバスで移動する市民が最も行きやすいのが、近鉄四日市駅である。

そのため、両者の中間地点である、現在の図書館又はその周辺において、新図書館を整備することが、教育の機会均等を実現すべき、教育施設たる図書館にとって、「絶対に譲ることができない一線」だと考えるが、答弁を求める。

(なおバスは、笹川団地や三重団地、みゆきヶ丘、東芝四日市工場等へ行くバス路線等、近鉄四日市駅や国道1号線より東へ行かないバス路線も多い。それらのバス路線は、市役所前のバス停は通らないが、市立図書館前のバス停は経由する路線が多い。そのため、市役所前バス停は、市郊外と結ぶバス路線が充実しているという基本計画の認識は、適切ではない。市立図書館前バス停の方が、そこを經由したり、同バス停へ直通で行ける乗客が多い。)